

2008年9月17日

障害者施策推進本部長 様

日本障害フォーラム（JDF）

代表 小川 榮一

障害者基本法改正にあたっての共通意見書

障害者基本法の施行後5年を目途とした「障害者に関する施策の在り方についての検討」にあたっては、次の事柄について要望する。

記

1. 障害者の定義については、障害者権利条約の規定を十分に考慮し、障害が態度及び環境の障壁との相互作用から生じるという観点を含めること。
2. 障害者権利条約に規定されている、障害に基づく差別、および合理的配慮については、あらゆる分野に関わる重要な概念として、障害者基本法の中で明確な定義づけを行うこと。
3. 障害者の差別禁止については、障害者基本法の差別禁止条項の見直しに留まらず、裁判規範性を持つ独立した法律を策定すること。
またこれに関連して、「重点施策実施5か年計画」で指摘しているとおり、障害者差別を具体的に救済する制度の設置について、権利条約の実施という点からも、法律上明記すること。
4. 障害者施策の策定にあたっては、障害当事者（団体）の参画が不可欠であるので、このことを法律上明記すること。
5. 障害者施策の策定とその評価は、一般国民との比較可能な障害者の生活実態調査をふまえて行われるものとするを法律上明記すること。

以上

平成 20 年 9 月 17 日

障害者施策推進本部長 様

社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
会長 小川 榮一

障害者基本法の改正にあたっての日身連の要望について

障害者基本法附則第 3 条における“ 施行後 5 年を目途として障害者に関する施策の在り方についての検討 ”にあたっては、障害者の実像やその取り巻く環境・生活の実態とその変化をふまえ、障害者施策と地域社会をつくるための必要な手立てが、十分な検討を経たなかで適切な形として同法に反映できるようにしていただきたい。

日身連としては、特に以下のことについて、強く要望するものである。

記

- 1 . 障害者基本法改正に伴い、新たに規定すること。
 - (1) “ 差別 ” の定義の規定
 - (2) “ 障害者 ” の定義の規定並びに “ 障害 ” の表現 (用語) の改訂の検討
 - (3) 合理的配慮の明示化
 - (4) 独立した人権救済機関の設置の規定
 - (5) 小規模作業所への財政的援助を含めた支援の規定

- 2 . 平成 16 年の障害者基本法改正後に制定等された以下の法律との整合性を十分に考慮すること。
 - (1) 障害者自立支援法 (別紙のとおり)
 - (2) 発達障害者支援法
 - (3) バリアフリー新法
 - (4) 身体障害者補助犬法の一部改正
 - (5) 障害者雇用促進法の一部改正案
 - (6) ハート購入法案
 - (7) 障害者虐待防止法 (仮称)

- 3 . 障害者権利条約の批准にあたり、障害者基本法の見直しで対応するのか、または新たに、障害者差別禁止法 (仮称) の法制化で対応するのか検討を行うこと。

以 上

平成 20 年 7 月 15 日

社会保障審議会障害者部会
会長 潮谷 義子 様

社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
会長 小川 榮一

「障害者自立支援法」の抜本の見直しにかかる日身連の要望

「障害者自立支援法」が施行されてからの間、制度を利用する上で様々な問題が生じ、このことに対し、国は特別対策、そして緊急措置を講じました。しかし、依然として、利用者や施設関係者等は不安を抱え、深刻な課題として残されています。

日本身体障害者団体連合会は、この現状を重く受け止め、障害者自立支援法の見直しにかかる検討委員会（松井逸朗委員長）を設置し、検討を重ねてまいりました。

については、障害者が安心して生活できる環境体制を整備することが喫緊の課題であり、「障害者自立支援法」が、障害者の自立を支え、格差のない、共生社会の実現となるよう、下記の諸点について要望いたします。

記

障害者自立支援法に対する抜本の見直しの前提条件について

- ・ 対等の契約原理を維持し、措置制度に逆戻りしないこと。
- ・ 介護保険との統合を前提としないこと。
- ・ 付帯決議については、予算確保を含め、速やかに対処すること。

1. 利用者負担の在り方について

- (1) 利用者負担の月額負担上限額は、一般分についても軽減策を講じること。
- (2) 入所施設の補足給付を 2 万 5 千円から最低 4 万 5 千円に引き上げること。
- (3) 就労関係の施設や事業（就労移行支援事業、就労継続支援事業等）は、「働く」ことを目的としており、類似の機能を有する職業能力開発事業等の取扱いとの整合性から考えても、利用料は無料にすること。
- (4) 障害福祉サービス、自立支援医療、補装具を複合利用する場合、別々の負担とせず、総合上限額制度を導入すること。

2. 事業者の経営基盤の強化について

- (1) 従前の90%保障を100%にすること。
- (2) 支払方法については、報酬額を人件費と他の事業費に分けた上、人件費相当分を月払い方式、その他の経費を日払い方式とすること。
- (3) 小規模作業の法定事業への移行要件の緩和を講じる等、円滑な移行の実施を図ること。また、法定化できない作業所に対して、施設運営ができるように新たな受け皿のあり方を構築するなど、救済的な措置を講じること。
- (4) 自立訓練・就労移行支援における標準利用期間超過減算(基本単位数の95%を算定)は、利用者と施設経営の安定という観点からも廃止すること。

3. 障害者の範囲について

発達障害者等を含め、障害者の範囲について抜本的に見直すこと。

4. 障害程度区分認定の見直しについて

- (1) 地域間格差なく、必要な支援(サービス)が適切に利用できるよう、対象者及び量の制限をしないこと。障害程度区分の認定項目については、介護認定基準を前提とせず、障害者の個々人の日常生活、社会生活上の制限に対応したものとすること。
- (2) 利用目的の視点からも、障害程度に応じた支援(サービス)するための区分として相応しい名称に変更(障害程度支援区分/仮称)していただきたい。
これらの課題の解決のために、厚生労働省において、障害者団体、地方自治体、有識者等で構成された委員会を設置し、早急に検討されたい。

5. サービス体系の在り方について

- (1) 身体障害者を対象としたグループホーム・ケアホームを創設し、地域生活の基盤整備の一層の促進を図ること。
- (2) 移動支援については、格差なく利用に困難が生じないように、個別給付にする等の対策を講じること。

6. 相談支援の充実について

- (1) 相談支援事業が十分に機能できるよう、ケアマネージャー制度の創設等を検討していただきたい。
- (2) 相談支援事業体制のツールの一つとして、障害者相談員等の活用の促進を図っていただきたい。

7. 地域生活支援事業について

- (1) 福祉サービス並びに利用者負担等の実態を調査し、地域間格差解消のため適正な対策を講じるとともに、事業の財政責任を明確にし、裁量的経費を義務的経費にすること。

- (2) 地域生活支援事業を円滑にすすめるために重要な地域サービスの基盤である障害者社会参加推進センターについては、大都市特例が廃止されたが、地域において障害者の社会参加の促進等を図るためにも従前の体制に戻すこと。
- (3) コミュニケーション支援事業については、義務的経費とし原則無料とすること。

8 . 就労の支援について

- (1) 今国会に提出される障害者雇用促進法の改正案の法制化を図り、障害者雇用支援に対する積極的な政策を進めるとともに、就労できない重度障害者についても、きめの細かい対策を講じること。
- (2) 就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター事業の利用料については、無料とすること。少なくとも、就労控除（月收入24,000円）については、現行の低所得者層だけではなく、一般まで拡大すること。

9 . 所得保障の在り方について

障害者が地域で自立して生活するために、障害基礎年金額の増額や住宅手当の創設等、所得保障を早急に実施すること。

以 上

障害者施策推進課長会議・意見書

財団法人全日本ろうあ連盟

障害者基本法の施行後5年を目途とした「障害者に関する施策の在り方についての検討」にあたっては、次の事柄について要望します。

記

1. 障害者権利条約を基本として障害者基本法を見直し、「機会が与えられる」「差別をしてはならない」等の恩恵的又は自覚と努力に期待する規定でなく、障害者に対する差別の根絶と合理的配慮に基づく権利保障を明確に規定にし、障害者、高齢者の自立や生活安定を推進する方向で障害者福祉関係予算の増額を行うべきです。また、「障害者差別禁止・権利保障法（仮称）」の制定を検討すべきです。

批准に向けた国内法の整備について、政府は、整備のための検討の経過、課題を提示し、障害を有する当事者の意見、要望が反映された整備にするべきです。

2. 障害者権利条約では、手話が言語として定義づけられました。このことは、国内法に明記し、司法、立法、行政、教育、社会等のあらゆる分野で言語的な処遇を行うべきとの方向を示すものであり、障害者基本法においても手話の言語的な処遇を法的に明記すべきと考えます。

3. 障害者権利条約の重要な理念、条項について国民の理解と支援が得られるよう啓発を行って下さい。

障害者権利条約に見られる重要な理念、障害者に対する直接的・間接的な差別や偏見を根絶し、合理的配慮による権利行使の保障、インクルージョンの実現、モニタリングなどは社会的、国民的な課題でもあると考えます。国民に対する啓発活動を積極的に行うべきです。

4. インクルージョンを聴覚障害児の教育について考えた場合、言語として手話を使用すること、同じ言語・コミュニケーション手段として手話が自由に使える聴覚障害の子ども集団（コミュニティ）においてアイデンティティが育まれることが必要です。

①ろう学校が、聴覚障害の子どもたちの集団（コミュニティ）の中で自然と手話によるコミュニケーションが成り立ち、それをもとに言語としての手話の習得とアイデンティティの促進を容易にする教育の場となることが必要です。

②普通学校で学ぶ聴覚障害の子どもたちに対しては、手話（通訳）、要約筆記（ノートテーク）等の合理的配慮が十分になされるようにすることが必要です。

③聴覚障害児の教育に関わるすべての教職員が、手話を習得しコミュニケーションできるよう、研修システムを確立するべきです。

④聴覚スクリーニングにおいて、医学的な面から聴覚障害があると判明した段階で保護者に対する手話の理解、成人ろう者の実態、ろう者のコミュニティと社会参加についても十分な情報を提供する必要があります。また、親子間のコミュニケーションが十分に行えるよう、親が手話を学ぶシステムの整備が必要です。

5. 雇用・就業分野においては、合理的配慮に基づき、聴覚障害者が必要とするときに手話通訳者・要約筆記者の派遣が保障されるシステムを構築して下さい。

- ①手話協力員については、多様化する聴覚障害者の求職や職業相談・定着指導に対応するため、業務の位置付けを明確にし、常勤化を図って下さい。
- ②障害者介助等助成金による手話通訳担当委嘱制度を、必要としている聴覚障害者すべての手話通訳・要約筆記の要求に応じられように法整備して下さい。また、企業に対して企業秘密等の理由で手話通訳・要約筆記派遣依頼を断ることのないよう指導して下さい。
- ③雇用・労働分野における聴覚障害者専門の相談支援体制の整備のために職場適応援助者（ジョブコーチ）事業の拡充及び重度聴覚障害者ワークライフ支援事業を新設して下さい。

6. 生活支援分野については、所得保障の推進、聴覚障害者の特性に対応した相談支援・社会的資源の整備が必要です。

- ①相談支援事業においては、聴覚障害者と手話などにより直接、十分なコミュニケーションがとれ、聴覚障害特性に関し専門的な知識をもって相談対応・支援できる者を都道府県事業として配置する必要があります。
- ②社会的資源等の障害者の自立の基盤を整備し、「施設から社会へ」が無理のない自然な形で移行されるようにすべきです。特に、ろう重複障害者、ろう高齢者の特性、ニーズに対応できる社会的資源の抜本的整備が必要です。
- ③障害基礎年金をアップするなど、基本的な所得保障を推進すべきです。
- ④福祉労働者が低賃金などで退職を余儀なくされ、新卒の若い人材が福祉労働を敬遠する傾向が強まっており、社会福祉の担い手が確保できないという深刻な事態を改善すべきです。

7. 情報・コミュニケーション分野については、コミュニケーション支援、放送・交通機関・施設・災害時などでのバリアフリー実現に向けた施策を進め、聴覚障害者に関する情報・コミュニケーションの総合的な法整備が必要です。

- ①障害者自立支援法の応益負担は撤廃の方向で見直すとともに、コミュニケーション支援事業については利用者負担を求めないことを明記する必要があります。
- ②手話通訳者設置と手話通訳派遣の事業を一体的に実施すること。特に、聴覚障害者が地域で安心して暮らすことができる地域社会をめざし、手話通訳者設置（手話通訳できる職員の配置）を義務づけること。聴覚障害者に対する専門的な相談支援とも連携し、地域社会での聴覚障害者の生活を支援し、福祉サービスの提供基盤の整備を図る事業のあり方へ見直しが必要です。
また、市町村外、都道府県外の広域対応として手話通訳者派遣事業を都道府県の必須事業として実施すること、手話奉仕員養成事業を市町村で、手話通訳者養成事業を都道府県で必須事業として実施すること、第二期障害者計画作成にあたって、コミュニケーション支援の役割を明記し数値目標を出す必要があります。
- ③放送に関する法に、手話と字幕を入れる法整備とともに、聴覚障害者にも完全に分かる「緊急放送・通信システム」の確立と普及の施策が必要です。
- ④全ての政見放送は、選挙運動の場ではなく国民の政治参加の保障として公的責任で手話通訳者及び字幕をつけること、手話通訳者を「選挙運動に従事する者」とする規定を撤廃し、中立・公正を基本とする通訳者としての処遇とする法改正をするべきです。

(再提出)

障害者基本法ならびに関連政策等の改正に関する意見

団体名：日本障害者協議会（代表 勝又和夫）

発表者：藤井克徳（常務理事）

基本的な留意すべき視点

1．障害分野全般の水準アップと予算確保

わが国の障害分野は、政策水準についても、個人の生活水準についても、社会や経済全体の到達状況ならびに市民の平均的な生活水準と比較して、大きく立ち遅れている。加えて、深刻な現象にあるにも関わらず放置されている問題は少なくなく、例えば入所施設偏重政策（知的障害者が主対象）や社会的入院問題（精神障害者が主対象）などはその一例である。今回の障害者基本法（以下、基本法）の改正は、これらの改善に貢献するものでなければならない。

その際、予算の確保が決定的に重要となる。周知のとおり、わが国のGDPに占める障害関連予算の分配率は、欧米と比較して大きな遅れをとっている。国立社会保障・人口問題研究所の調査結果（2003年）によると、スウェーデンの約12%、アメリカの約54%でしかない。予算分配率の増加を図っていく上で、強力な拠りどころになる基本法としていかなければならない。

2．障害者権利条約との整合性

前回と今回の基本法の改正をめぐる環境で、最大の違いの一つは障害者権利条約（以下、条約）の発効をみたことである。近い将来、批准又は加入の道を辿ることになるが、その前提として基本法についても条約の水準に合致させておく必要がある。条約水準のクリアにあたっては、条約の個々の条項の正確な解釈の上に実質的なものとしていかなければならない。

3．当事者参画の実質化

「障害分野の憲法」と称されている基本法であり、その改正に障害当事者がいかに参画するかは、この法律の価値にも関わる重大な問題である。なお、条約採択の過程で、終始、強調されたフレーズに「私たち抜きに私たちのことを決めないで（Noting about us, without us）」があった。今回の基本法の改正にあたって、この視点を尊重すべきである。

重点を置くべき論点

1．障害及び障害者の範囲

いわゆる「谷間にある障害」の問題の完全な解消を図るべきであり、その際に条約での「障害の捉え方」（第1条・目的）で明示された「...中略...様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものを含む。」を

踏襲すべきである。換言すれば、ニーズを中心とした定義に改められなければならない(例えば、障害に伴って雇用支援で何が必要か、障害に伴って所得面でどのような支援が必要かなど)。なお、「障害」という表記についても、改訂の方向で検討すべきである。

2. 「合理的配慮」の波及範囲

条約の真髓部分でもある「合理的配慮」について、基本法にどのように反映させていくかが問われることになる。労働・雇用や教育、建造物、交通機関はもとより、社会福祉分野を含めて障害者政策全般に及ぶものでなければならない。

3. 言語の定義

条約の中で、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」(第2条・定義)とあり、この考え方を障害者政策全般に反映させるべきである。

4. 虐待防止及び差別禁止等に関する監視機構の創設

虐待又は差別、条約違反に関して、これらを予め防止するための、あるいは実際に生じた場合の保護や救済、これらを統括した監視機構を行政から独立して新設する必要がある。

5. 調査及び統計等に関する実施ならびに蓄積

わが国の障害分野にあって、基礎的なデータの不備が大きな弱点とされてきた。関連政策を飛躍的に拡充していくためにも、基本法等による法的な根拠を持った調査及び統計等が実施されなければならない。

6. 中央障害者施策推進協議会の機能強化

現行の中央障害者施策推進協議会については、その機能や事務局体制などからみて、不十分と言わざるを得ない。障害者政策の総合的で系統的な発展と言う観点から、同協議会の機能については飛躍的な拡充が求められる。アメリカの NCD (National Council on Disability) は大統領が任命する委員で構成されているという点で同協議会と似ているが、その機能や事務局体制などについては大きな隔たりがあり、参考にすべきである。

7. 「障害者差別禁止法」(仮称)の立法化

前回の基本法の改正時に、「障害者差別禁止法」の必要性が問われたが、結果的に、基本法の附則(第3条)において「...中略...障害者の施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」という形で今後の課題とされた。「差別禁止」の性格を強く帯びた条約の発効が成った今、実体法としての「障害者差別禁止法」の創設が求められる。なお、この課題については、海外の動向を踏まえる必要がある。

わが国における基幹的な政策課題(一部再掲)

1. 家族依存政策からの脱却(民法の家族制度、扶養義務制度の改正)
2. 「障害者差別禁止法」(仮称)の制定
3. 障害関連福祉法の一元化(いわゆる障害者総合福祉法の制定)

- 4 . 障害関連の社会資源の拡充に関する特別立法（時限立法で）の制定
- 5 . 本格的な所得保障制度の確立
- 6 . 「障害の定義」ならびに認定、等級制度、手帳制度の改訂
- 7 . 「保護雇用制度」（福祉施策と雇用施策の連結）の創設
- 8 . 総合性を備えた厚労省組織機構の改組（厚労省内に「障害者支援局」の創設など）
- 9 . 政策決定過程と基礎データの集積方法の改変
- 10 . 障害関連予算の正確な見積もりと正当な分配率の確保

添付資料として日本障害者協議会正会員名簿を提出

正会員一覧

(2008年8月31日現在：67団体)

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (財)安全交通試験研究センター | 東京都身障運転者協会 |
| きょうされん | 長野県障害者運動推進協議会 |
| 車いすシーティング協会 | 奈良県障害者協議会 |
| (独立行政法人)高齢・障害者雇用支援機構 | 日本音楽療法学会 |
| (財)国際障害者年記念ナイスハート基金 | 日本介助犬アカデミー |
| (NPO)埼玉県障害者協議会 | (社)日本筋ジストロフィー協会 |
| (社福)視覚障害者文化振興協会 | (NPO)日本ケアヒットサービス協会 |
| 障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 | (社)日本作業療法士協会 |
| 障害者の生活と権利を守る全国連絡協会 | (社福)日本肢体不自由児協会 |
| 障害者の生活保障を要求する連絡会議 | (社)日本自閉症協会 |
| (社福)聖恵会 | (社)日本社会福祉士会 |
| 世界身体障害芸術家協会 | 日本手話通訳士協会 |
| 全国LD親の会 | (財)日本障害者スポーツ協会 |
| 全国救護施設協議会 | (財)日本障害者リハビリテーション協会 |
| 全国ことばを育む会 | 日本職業リハビリテーション学会 |
| 全国視覚障害児(者)親の会 | (社)日本整形外科学会 |
| 全国肢体不自由児施設運営協議会 | (社)日本精神保健福祉連盟 |
| (社福)全国重症心身障害児(者)を守る会 | (社)日本精神保健福祉士協会 |
| 全国障碍者自立生活確立連絡会 | (社)日本発達障害福祉連盟 |
| 全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会 | (社)日本てんかん協会 |
| 全国障害者問題研究会 | (社福)日本点字図書館 |
| (NPO)全国障害者生活支援研究会 | 日本難病・疾病団体協議会 |
| (社)全国腎臓病協議会 | 日本脳外傷友の会 |
| (NPO)全国精神障害者団体連合会 | 日本病院・地域精神医学会 |
| (NPO)全国精神障害者地域生活支援協議会 | (社福)日本盲人社会福祉施設協議会 |
| 全国聴覚障害者親の会連合会 | (社)日本リウマチ友の会 |
| 全国特別支援教育推進連盟 | (社)日本理学療法士協会 |
| 全国盲重複障害者福祉施設研究協議会 | (社)日本リハビリテーション医学会 |
| (社)ゼンコロ | 福岡市障害者関係団体協議会 |
| 全社協・全国社会就労センター協議会 | (社福)ぶどうの木・ロゴス点字図書館 |
| 全社協・全国身体障害者施設協議会 | 無年金障害者の会 |
| (社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 | 全国知的障害者施設家族連合会 |
| (財)鉄道弘済会 | 障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会 |
| (社福)鉄道身障者福祉協会 | |

2008年9月17日（内閣府ヒアリング）

「障害者基本法の見直し」に関する要望書

D P I（障害者インターナショナル）日本会議
議長 三 澤 了

障害者基本法（以下、「基本法」とする）が2004年に改正されて以降、国連の障害者権利条約（以下、「権利条約」とする）が障害分野の国際的NGOとの協議と合意づくりを通じて採択（06年12月）され、本年5月には正式に発効されました。日本政府は昨年9月に署名を行い、権利条約に基づく国内法整備がいよいよ本格的に段階をむかえています。

中でも、障害者関係の各種実定法の理念上の根拠になっている基本法の見直しがどのように行われるのかは、障害者差別禁止法をはじめとする権利条約に基づく国内法整備の方向性を大きく左右することにもつながります。

D P I日本会議は、こうした極めて重要な認識に基づいて、来年にひかえている基本法の「5年後の見直し」（附則第3条）に向けて、基本的考え方と要望を提出致します。

【要望事項】

1. 「障害者基本法の見直し」の基本的視点について

権利条約において合意された各条文の解釈に基づき、関連法令の整備を行う際には拘束力をもつ見直しの方向づけがなされるとともに、裁判規範性を伴う実体法としての障害者差別禁止法制定が不可欠という明確な基本認識にたつて見直しを行っていただきたい。

【理由】

附則の第3条（検討）では、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、障害者に関する施策の在り方について検討を加え、必要な見直しを行うものとする。」となっていますが、そもそもの基本法の在り方の根幹にかかわる同法の主体はだれなのかをはっきりとみておく必要があります。

特に基本法に関係する個別実定法の根拠となる「基本的施策」（第2章）の各条文においては、軒並み「国及び地方公共団体」「事業者」が文脈上の主語になり、それぞれの努力義務を定めています。

つまり、現行の基本法では「国及び地方公共団体」または「事業者」が主体であり、法の当事者であるはずの「障害者」が客体に位置づけられて構成されている「障害者施策の促進法」の基本的性格の枠内にとどまっていることが、関係する個別実定法に対して一定の明確な拘束力をもてない要因になっています。同時に、基本的理念に「差別禁止」条項（第3条2）を明記しながら、同条項を根拠に訴えた裁判においては、同規定は抽象的な理念であり、「将来的課題」と

して簡単に退けられるのも同じ要因によるものであるといえます。

「基本法の見直し」を行うのであれば、権利条約が障害のある人を基本的に権利の主体として位置づけ、そのもとで包括的に締約国の一般的義務を定めている枠組みとの整合性が確保できる見直しの方針を明らかにする必要があります。

2．障害の定義（第2条）について

環境と生活機能に着目した障害概念の国際的な見直しと、権利条約において明記されている「種々の障壁と相互に作用する」環境的要因との関係に着目した見直しを行っていただきたい。具体的には、以下の定義に関する案（下線部分）にそって検討し、明記していただきたい。

（1）第2条について

この法律において「障害者」とは、身体的障害、知的障害又は精神的障害（以下「障害」と総称する。）があるため、種々の障壁と相互に作用することにより、社会に完全かつ効果的に参加することに制限を受ける者を含む。

（2）第2条3項 「難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者に対する施策」について

「難病等があるために種々の障壁と相互に作用することにより、社会に完全かつ効果的に参加することに制限を受ける者に対する施策」に改正

【理由】

内閣府の障害者基本計画「後期重点施策実施5か年計画」でも触れられているように、障害者の権利条約の規定に基づいた国内施策の整備が必要となっています。改正においては、権利条約の文言を入れ、参加制約、一部の障害者が排除されないような規定が必要となっています。難病等においては「難病等に起因する障害」とされているために、身体障害者福祉法の別表に掲げられた障害者手帳所持者だけが範囲になるといった誤解が自治体で生じています。手帳所持者だけに限定されないように読み込める定義が必要です。

JDF（日本障害フォーラム）と内閣府の意見交換会（08.02.14）では、障害手帳のない難病等においても、日常生活又は社会に相当な制限を受けるものも障害者基本法に含まれていることを確認しています。

身体的障害のように「的」という文言をいれることにより、身体障害者福祉法の身体障害と区別することが必要です。

「起因する障害」については、現在でもその後の文言で「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」と2重に要件をかけているので削除するべきです。

3．差別の禁止（第3条の3）について

ということが障害に基づく差別になるのかを明示する「差別の定義」を明記していただきたい。「差別の定義」の検討にあたっては、権利条約の「障害に基づく差別」（第2条の定義）をもとに、直接差別、間接差別、合理的配慮の欠如を含めた裁判規範性のある解釈ができるものであることが必要です。それとともに、差別を受けたときの実効性ある権利救済の仕組みを明記し、

実定法として差別禁止法の法制化を強く促すものとするために、次の3点を踏まえていただきたい。

- (1) 障害に基づく「あらゆる形態の差別」の根拠となる、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、障害のある人が人権と基本的自由を享有し又は行使することを害し又は無効にする目的又は効果を有するもの（権利条約第2条）という考え方を明示すること。
- (2) 「障害に基づく差別には、合理的配慮を行わないことを含むあらゆる形態の差別を含む。」として障害者権利条約に規定されている合理的配慮は、あらゆる分野に関わる重要な概念として、障害者基本法の中で明確な定義づけを行うこと。
- (3) 障害者基本計画「後期重点施策実施5か年計画」の で述べられている「障害を理由とした不当な差別的取扱い等に対する救済措置を整備する。」を関係省庁の縦割りの制度で対応するのはなく、差別禁止法の法制化の中に位置づけて包括的な仕組みとして確保すること。

【理由】

障害者差別禁止法を裁判規範性のある実定法としてつくっていくためには、その上位の理念法である障害者基本法の改正の内容が極めて重要です。

基本的理念（第3条の3）で抽象的に「差別禁止」を明記しても、それは「心がけ」の問題にとどまり、もっとも重要な点は、裁判等において、どういう事案が障害に基づく差別や人権侵害にあたるのかという解釈指針の根拠となる「差別の定義」が明記されていなければ実効性は担保できません。

4．基本的理念（第三条の2）の「すべて障害者は、……あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」については、障害をもつ人は、社会参加を権利として有しているのだから、「あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されなければならない」という規定に変更していただきたい。

【理由】

基本的理念（第三条の2）は、障害者は「参加する機会」が恩恵的に「与えられる」対象とみなされるという考え方を含んでいるため、「与えられる」は削除することが必要です。

5．施策の基本方針（第8条の2）について

権利条約の第19条（自立した生活及び地域社会へのインクルージョン）を踏まえて、障害者が地域で暮らす権利を有し、居所や生活様式等については、（市民的権利として）本人が選ぶ機会を有し、必要なサービスや支援を得ることができることを明示していただきたい。

【理由】

施策の基本方針（第8条の2）の「…障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。」の「可能な限り」については、当該市町村やサービス提供側が内容の説明が曖昧なまま必要なサービスや支援を行わない「理由」に使われる場合が少なくないため削除し、必要なサービスや支援を行わない場合は解釈上、あくまでも例外的な限定的事案であって、その場合は説明責任を課すことを明示することが必要です。

6. 「障害の予防」について

「障害の予防に関する基本的施策」(第3章のタイトル及び第23条1と2)の「障害の予防」については、障害はあってはならず、治療しなければならないものという障害観が色濃く反映されているので、この項目は基本的に削除の上、次のように修正していただきたい。

- (1) 現行の「障害の予防に関する基本的施策」という章は削除し、新たに「保健サービスへのアクセス」または「保健サービスの利用」を設け、主体者である障害のある人の判断と選択によってアクセスし利用できる施策を盛り込むようにして頂きたい。
- (2) 前記の(1)を踏まえて、現行の23条の3を改変し、新たに23条の1として次のような文章として頂きたい。「国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることにかんがみ、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等があるために種々の障壁と相互に作用することにより、社会に完全かつ効果的に参加することに制限を受ける者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない」
- (3) 第23条2の「早期発見及び早期治療」は、権利条約(第25条(b))をもとに、「適切な場合における早期発見及び早期治療」に修正するか、または、この項目も含めて削除する。

【理由】

「障害の予防に関する」については、「障害者基本計画等」(第9条)に「障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」と定められ、第3章(障害の予防に関する基本的施策)の第23条においても施策の実施に関する規定が置かれています。

「障害の予防」という表記は、社会において「障害はないほうがいい」という障害をマイナスにとらえ否定する意識を助長しかねないものであり、それが障害に対する偏見や差別意識及び差別的な取扱いにもつながる現状があります。

権利条約の理念であるインクルージョンは、障害による差異や多様性、個別性を尊重し受け入れる社会の実現を目指していることから、「障害の予防」ではなく、障害の原因を保健サービス等の環境要因との関係で重視する調査・研究等や地域生活を可能にしていく保健施策等の実施という方向を明確にしていく必要があります。

7. 「障害者の福祉に関する基本的施策」(第2章)で明示されている努力規定の限界を踏まえ、事業者の責務として、障害の特性やニーズを踏まえた「合理的配慮の提供」を含む必要な施策、支援を義務づける規定を明記していただきたい。

特に国及び地方公共団体には、事業者が「合理的配慮の提供」を実施することができるための財政的支援を含む必要な措置を行なう責務があることを明記していただきたい。

【理由】

障害者基本計画の策定については市町村も義務づけられることになりました、それ以外の「福祉に関する基本的施策」(第2章関係)では、従来と同様に、国及び地方公共団体に関しては「～を講じなければならない」、民間事業者には「～に努めなければならない」と基本的に努力義務を課す規定にとどまっています。

「基本的施策」(第2章)は、関係する個別実定法の包括的根拠になっている。努力義務を課すだけでは、その結果、実施者(国及び地方公共団体、民間事業者等)側が施策の目標を果たせなかった場合の罰則や具体的なペナルティ等もないことから、これまでと同じように実効性はほとんど期待できません。

今後、関係する個別実定法の運用を検証し、必要に応じた見直しを具体的に担保するためには、義務規定を明記し、事業者を含む実施者側が目標値を達成できなかった場合、実施者側に対して少なくともその挙証責任としての説明義務を課すことともに、可能性のある改善目標の達成に向けてのプランの提出を義務づけることが必要です。

8. 教育(第14条)について

権利条約(第24条2)で明記されているように、基本的には障害のある児童・生徒が本人の生活している地域社会において、障害のない児童生徒と一緒に教育を受けるための合理的配慮の提供や支援措置を含む環境及び条件整備をしていく方向性を明確にしていきたい。

【理由】

現行の学校教育法や関係施行令においては、障害のある児童・生徒の場合、「能力や適性に依じて」を理由に、学校に入るときの就学通知送付の時点から就学先を特別支援学校に分けられる仕組みになっています。基本的に分けられた仕組みをそのままにして「交流及び共同学習を積極的に進める」(第14条の3)ことを定めても、実態的には本来のインクルーシブ教育の理念に反するものとなり、かえって課題が曖昧にされたまま弊害の方が大きくなってしまいうことにもつながります。

まず、入り口から分けないことを基本方針として関係法令の見直しを行ない、その上で学校現場の受け入れ条件を整備していくことを通じて、本人・保護者の選択と希望に基づく就学先を決めていくことが必要です。

9. 雇用の促進等(第16条)について

これまでのような「雇用の促進に関する施策」を示すことにとどまるのではなく、権利条約(第27条)で明記されている雇用に係わるすべての事項に関する差別の禁止と苦情手続等による権利の保護に関する措置の必要性を明示していきたい。

また、「職業相談等」(第15条)で定められている一般雇用に位置づけられていない現状の地域における作業所や授産施設等の「作業活動」や「職業訓練」(第15条の3)の場が、長期の働く場になっている実態を踏まえて、雇用の場への移行を図るための適切な措置の必要性を明示していきたい。

【理由】

権利条約の第27条のタイトルは、「労働及び雇用」となっており、インクルーシブで、かつ、アクセシブルな労働市場及び労働環境において、障害のある人の労働の権利を広く認めています。従来のような一般雇用の範囲から除外して、「作業活動」や「職業訓練」という枠の中で、労働の権利とはとても言えない劣悪な工賃収入等の実態を放置してきた問題を抜本的に見直していくこ

とが必要です。

10．中央及び地方障害者施策推進協議会の位置づけと役割、当事者参画については、権利条約の第33条（国内実施及び監視〔モニタリング〕）の「独立した仕組み」に基づくモニタリングの役割を担うため、関係省庁との総合調整機能の権限をもつ特別機関を内閣府の外局として設置する方向で改編していただきたい。

【理由】

中央及び地方障害者施策推進協議会（第24条～第26条）においては、「障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」（障害者基本計画等 第9条）ための必要な事項を審議することになっています。今後は、権利条約の批准の検討と国内法令の整備にあたっては、権利条約に基づいて基本法の見直しと運用が行われなければならないことが前提になります。現行の中央及び地方障害者施策推進協議会は、権利条約が策定される前の基本法に基づく協議会であり、その協議会と権利条約の第33条に基づく国内モニタリング機関が並存することは、屋上屋を重ね非効率的になる恐れがあります。

また、当事者参画についても現状の運営のあり方では、その具体的内容が不透明な点が多々見られます。

権利条約の国内モニタリングの体制にとって、より効果的な仕組みを構築する観点から見直しを行なうことが必要です。

以上

障害者施策の推進に向けての意見書

平成 20 年 9 月 17 日
社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会
理事長 副 島 宏 克

私たちは、知的障害のある人を持つ家族と本人の会として、知的障害のある人たちが地域において、障害の重さにかかわらず、各ライフステージに応じた適切な支援のもとで豊かなくらしが実現できることを願っています。我が国の障害者施策は、障害の有無や種類に関わらず全ての人たちが共に支え合う共生社会の実現を目指していますが、様々な問題や課題も抱えています。

以下のとおり、本会としての意見を示し、関係各位の特段の配慮をお願い申し上げます。

教育・育成

障害児支援の充実・強化

障害の有無に拘わらず、全ての児童は健全な環境で育ちが保障されなければなりません。とりわけ障害児については、早期発見・早期対応の視点に立って、健全に成長できるような環境を整えるための支援が鍵であり、母子保健・子育て支援・家族支援が重要となります。特に、乳幼児期から学齢期までの発達支援は、「親の支援を通して子の支援を行う」ことが大切であり、障害児支援の充実・強化は、障害の有無に拘らず、健全育成の視点から児童福祉法での対応が基本であります。

さらには、子育て支援や家族支援に係る母子保健、一般児童福祉、障害福祉、教育などの各施策の連携が重要です。特に、障害者自立支援法においては、相談支援事業とともに児童デイサービス事業、ショートステイ事業、日中一時支援事業の充実・強化が肝要であると考えます。

特別支援教育の充実・強化

学校教育法等が 2006 年に改正され、通常の学級においても、発達障害を含め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して適切な教育を行うことが明確になりました。現在、特別支援教育コーディネーターが中心となって、「個別支援教育計画」により地域の医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連携も含め、子どもひとり一人のニーズに合わせた「育ち」を支援することになっていますが、すべての学校で適切な特別支援教育を実施できる体制を整備する必要があります。

障害者権利条約は、「障害のある人が障害を理由として一般教育制度（general education system）から排除されないこと」を求めています。障害の重さに関わらず、地域で普通の子どもと同様に学び、育っていくためには、様々な環境条件を整備する必要があります。一方、内閣府の一般市民に対する国際比較調査によれば、我が国では、ドイツ、アメリカに比べ、障害のある人を前にした時に意識する人が大幅に多く、障害のある人への支援や交流活動の経験がある人は大幅に少ないという傾向が示されています。

そこで、特別支援学校の分校や「交流及び交流学習」というような対応も図られてはいますが、空き教室の利用促進とともに、「特別支援教室」の制度化が必要であると考えます。

生活支援

所得保障の拡充等と利用者負担の軽減

障害者自立支援法の施行に伴う定率負担等の利用者負担の増大が、利用者・家族の現実の生活に大きな影響を与えたため、多くの地方自治体がいち早く独自の負担軽減策を講じ、国においても「特別対策」や「緊急措置」により対応しました。これらの様々な負担軽減措置は、特に低所得の利用者に対する所得保障に何の手立ても講じずに、負担増のみを求めた結果といえます。

特に、障害基礎年金を受給し、福祉的就労の場に通う多くの知的障害のある人たちは、グループホーム・ケアホームやアパートで生活することは困難です。当然、定率負担等更なる負担を課することには無理があります。このように、障害基礎年金額は生活保護費を下回るなど、所得保障が甚だ不十分な現状となっています。

ついては、応能負担の視点で利用者負担の一層の軽減策を図ることはもちろんのこと、障害基礎年金の生活保護費並みに増額する必要があると思います。また、これまで所得保障の一部となっている特別障害者手当の基準緩和とグループホーム・ケアホームやアパート等で暮らす知的障害者に対して

の住宅手当の創設などが求められます。一方、障害児をかかえる若年層の家族にとって、各種福祉サービス利用に係る経済的負担は大きく、引き続き特段の軽減策が重要だと考えます。

福祉サービス体系のあり方と基盤整備

知的障害のある人達にとって、地域でのくらしの場としてグループホーム、ケアホーム等の住まいの確保は緊要な課題となっています。引き続き整備費の確保等積極的な整備の推進を図ることが必要です。また、地域生活を支えるうえで、特に、ホームヘルプ、移動支援、行動援護等のサービスは重要です。しかし、行動援護はその要件により、また、地域生活支援事業となった移動支援は、その取組みに市町村格差が生じるなど、利用が困難な状況にあります。

については、行動援護の基準を更に緩和し、移動支援については個別給付するなど、これらサービス利用促進を図ることが必要だと考えます。

福祉サービスの質の確保

障害者自立支援法により、障害福祉サービスに係る費用について、新たな報酬単価で利用実績払い（日額払い）が導入され、通所系サービスの利用者が、日によってサービスを選択することができることや入所施設やグループホーム利用者の帰省時等に他のサービスを利用できるという仕組みとなりました。しかし、特に、通所関係の事業所においては、収入減が顕著となり、人材確保等運営に困難が生じ、また、グループホーム、ケアホーム等の居住系サービスの運営も厳しくなっています。

については、安定したサービス提供体制とその質を確保していくため、報酬単価の改善が必要と考えます。

相談支援事業・自立支援協議会の充実・強化

知的障害のある人たちは、自ら各種サービスの利用の仕方を判断したり、また、単一サービスの利用であっても、その適否や変更の必要性、新たなニーズの発生などを自ら判断し、調整することが難しい状況にあります。従って、これらのケアマネジメントを含めた相談支援体制は、知的障害のある人たちにとって欠くことのできないものです。特に、地域生活を進めていくうえで、身近な地域で相談支援を受けられる窓口が必要になります。

一方、地域のニーズ把握や相談支援体制やネットワーク作り、基盤整備等において、地域自立支援協議会が重要な任にあたりますが、設置されたものの、機能していない所が多い現状です。

については、市町村において、早急に相談支援事業の整備とその財政的支援等の強化を図るとともにサービス利用計画作成費の対象者を拡大し、同時に、地域自立支援協議会の機能が強化されるような施策を講じる必要があると考えます。

障害程度区分の基本的見直し

現行の障害程度区分に用いられている第1次判定の尺度は、身体機能の障害を重視したものとなっているため、特に、知的障害者や精神障害者については、市町村の設置する審査会（第2次判定）の裁量に多くを委ねており、支給決定に地域間格差が生じることとなります。また、障害程度区分により利用できるサービスが制限されていますが、地域のサービス基盤の整備状況等によって利用できるものがないなど無理が生じています。

については、知的障害の障害特性とともに活動支援や社会参加支援を含めた支援ニーズを適切に反映した尺度の検討が急務であります。また、障害程度区分による利用制限は、利用者の選択権、決定権に係わる重要な事柄であり、支給決定に際しては、利用者に対する必要な情報の提供とケアマネジメントに基づいて、利用者の意向が反映できる相談支援体制を整備・強化することが肝要だと考えます。

地域生活支援事業の推進・強化

障害者自立支援法において、市町村や都道府県がそれぞれの地域の実情に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」は、地域福祉を推進する上で大切な事業といえますが、むしろ、自治体の財政状況や取組みの姿勢によって、市町村の取り組みに格差が生じている状況がみられます。

このような地域間格差を是正するため、統合補助金の増額と義務的事業の見直し等を行うことが必要です。特に、地域活動支援センターや日中一時支援事業の充実・強化が望まれます。

小規模作業所への支援策強化

小規模作業所は、知的障害のある人たちにとって、地域の人と互いに顔の見える身近な活動や働く場として重要な役割を果たしてきましたが、新たなサービス体系への移行が求められています。平成20年度までは特例交付金や移行促進事業、通所系事業の定員要件の緩和等の措置が講じられていますが、未だ、約半数が移行していない状況があり、移行のための体制整備等に多くの困難が生じてい

ます。

については、円滑な移行に向けた新たなサービス体系の更なる要件緩和や特例交付金の延長を含めた財政支援等の支援策を講じる必要があります。

権利擁護の推進

障害者権利条約の批准に向けた国内法制の整備推進等

知的障害のある人たちが地域生活を進めていく中で、知的障害のある人への理解の促進とその人たちの人権を守るための取り組みが大変重要です。長年の間、障害者への対応は福祉中心に委ねられ、近年、社会参加や共生社会という方向性が示されながらも、社会全般の意識や仕組み、施策に多くの課題が存在し続ける状況があります。そこで、障害者が一般市民と同様に、ふつうに暮らす権利を社会全体が保障する仕組みや制度を設ける必要があります。

成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の積極的な推進、普及を図ることはもちろんですが、障害者権利条約は、障害者の尊厳、自立、差別の禁止、社会参加等を規定し、労働、福祉、教育等の様々な分野に関わるものとなっており、我が国にとって、同条約の批准は大きな意味があります。

については、同条約の批准に向けて、国内法制にしっかりとその内容を反映させなければなりません。特に、社会ならびに各種法制の規範ともいえる障害者差別禁止法の制定など積極的な対応が求められると考えます。

障害者虐待防止法の早期制定

知的障害がある人は、その障害特性から、判断能力に困難があり、自らの身を守ることができなったり、被害を受けたことを人に訴えることも苦手です。知的障害のある人への虐待事件は、毎年何処かで発生しています。判断能力が不十分なため、自らの身を守ったり、被害を訴えたりすることが苦手な人に対しては、その声を代弁し、救済する仕組みが必要です。児童虐待防止法、高齢者虐待防止法が制定されて、児童や、高齢者への虐待に関する通報が急増しており、潜在化している被害が多くあるということの証明です。

同様に、知的障害のある人は、年齢層も広く人生のさまざまな場面において虐待のリスクにさらされています。生命や健康を脅かされ、暴力の恐怖に怯え、財産を詐取されている障害者のために、障害者虐待防止法を一刻も早く制定する必要があると考えます。

雇用・就業

就労支援の推進

障害の軽重に拘わらず、働く意欲のある人はその人の能力に応じて就労できるような支援策と環境条件が必要です。そのため、福祉、労働、教育等と企業が連携し、就労支援が行われるような体制作りが大切であり、ハローワークを中心としたチーム支援体制や地域障害者職業センターの機能を強化・推進する必要があります。また、特に、知的障害のある人たちにとって、就労を継続するためには生活全般にわたる支援が求められます。

については、就職時のみならず継続した相談支援、生活支援等の体制整備が必要であり、地域自立支援協議会の就労支援機能の強化並びに就業・生活支援センターの設置推進と機能強化が重要です。一方、公的機関が率先し、知的障害のある人たちの雇用促進を図ることが大切です。また、障害者雇用促進法の改正など労働政策との連携強化が必須であると考えます。なお、一般就労だけでなく、福祉的就労の重要性も再確認し、工賃の倍増に向けた積極的施策も望みたいと思います。そのための環境整備として、ハート購入法案の早期成立は大変重要だと考えます。

障害者基本法の見直し

障害者基本法の見直しの方向性

障害者基本法の見直しにあたり、各条文の内容や表現を含め、障害者権利条約との整合性を図るとともに、今後の障害者施策のあり方を十分踏まえたものとする必要があります。また、同法の理念法の枠を超えた実効性を高める見直しを期待します。

については、特に、障害者の定義の見直し、選択の自由や合理的配慮の明記、地方障害者施策推進協議会への障害者（団体）の参画の明記などが必要であると考えます。

障害者の地域生活のための条件整備のために

社団法人全国脊髓損傷者連合会

障害者権利条約は、第19条において「すべての障害者について、健常者と平等な選択の機会をもって、地域社会で生活する平等の権利」を謳い、

- どこで誰と生活するかを選択する機会を有すること
 - 特定の居住施設で生活する義務を負わないこと
 - 地域生活およびインクルージョンの支援と、地域社会からの孤立・隔離の防止のために必要な在宅サービス、居住サービスなどを利用できること
- などについて適切な措置を講じることを締約国に求めています。

また、既存の国内法では、障害者自立支援法第2条第1項第1号において、

- 障害者が自ら選択した場所に居住し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、必要な自立支援給付および地域生活支援事業を行うことが市町村の責務として位置づけられています。

しかしながら、重度障害者の地域生活を支えるホームヘルプサービス（自立支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護、行動援護など）については、

- 多くの市町村で国庫負担基準が個々の障害者の支給上限に転化し、また、少数の市町村では国庫負担基準を超える持ち出し負担が生じていることにより、自立支援法の「必要な人に必要なサービスを」という支給決定の理念が履行されていない
 - 特に重度訪問介護については、サービス事業所への介護報酬がきわめて安価であることから、障害程度が重度になるほど「支給決定を受けてもサービスが利用できない」という事態が生じている
- などの問題が起きています。

また、グループホームおよびケアホームの利用対象を身体障害者にも拡大することについては、在宅生活において1日6時間以上のホームヘルプを必要とする全身性重度障害者に対して、市町村が財政上の理由から本人の意向に関わらず（ホームヘルプではなく）ケアホームおよび通所施設の支給決定を行うようになってしまう恐れがあるため、きわめて慎重な検討が必要だと考えます。

よって、障害者基本法の改正にあたっては、権利条約の「自律・自己決定」の理念に即して、

- 在宅生活（アパートでの1人暮らしなどを含む）を希望する場合には、それに必要なホームヘルプサービスがきちんと利用できるように、支給決定とサービス提供基盤の両面で条件整備を行うこと
 - （障害の種別に関わらず）本人の意向に反して、ケアホームや入所施設などの特定の生活様式を強いられることがないようにすること
- を国および地方公共団体の責務として明示していただくようにお願いします。

障害者の権利に関する条約（政府仮訳）

第19条 自立した生活及び地域社会に受け入れられること

この条約の締約国は、すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に受け入れられ、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

1. 障害者が、他の者と平等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設で生活する義務を負わないこと。
2. 地域社会における生活及び地域社会への受け入れを支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（人的支援を含む。）を障害者が利用することができること。
3. 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者と平等に利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

障害者自立支援法

第2条 市町村等の責務

第1項 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児……がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション……の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

障害者基本法

第3条 基本的な理念

第1項 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

第8条 施策の基本方針

第2項 障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

第12条 医療、介護等

第3項 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

障害者基本法 および障害者施策のありかたについて

2008年9月11日

全国「精神病」者集団
164-0011
東京都中野区中央 2 39 3
絆社気付
地図はこちら
fax 03-3577-1680
電話 03-5330-4170

権利主体としての障害者

障害者である前に、まず人間であることを認めること。障害者基本法の施行後 5 年を目途とした「障害者に関する施策の在り方についての検討」にあたっては、まず、障害者を、恩恵や医療、社会的保護の客体から権利の主体へというパラダイムシフトを踏まえて、障害者基本法および障害者施策の抜本的見直しを行うこと

強制医療・強制入院の廃絶

私たち精神障害者は日本国内のみならず世界中あらゆるところで、人としての基本的人権を否定され、社会から排除され隔離拘禁され続けてきた。障害者は人として認められず、他の人と同様の自由と人権を認められてこなかったが、さらに精神障害者は人としての自由と尊厳を国権、法制度により、差別的に奪われ続けてきた。

しかし、障害者権利条約は強制の廃絶を明確に位置づけた。今後の批准を踏まえて、精神保健福祉法・医療観察法をはじめとする、強制を合法化している法制度の廃絶が求められている。

時限立法としての地域移行の時限立法

精神科病棟の社会的入院患者をはじめとする隔離収容状態にある障害者が数十万人という。他の者との平等を基礎とした地域生活の、移行措置のため、介護保障や住居提供及び斡旋、または生活保障・保護等の所得保障制度の充実を図り、隔離状態からの開放が、同時に放置となることを避けなければならない。

障害者総合福祉法制定

障害者総合福祉法を制定し、権利としての地域生活の確立を保障し、本人の意志に基づく自立生活を実現できるようにする。

障害者団体の参加

障害者参加ではなく障害者団体の参加とし、より多くの声を集約した『障害者としての意見』こそが、必要とされている。

中央障害者施策推進協議会及び地方障害者施策推進協議会の構成員として、障害者団体の明確な位置づけが必要である。また、障害者基本計画には、障害者団体の参加を必須とする必要がある。

成年後見制度の削除（第20条）

障害者基本法第20条では、成年後見制度も利益権利保護に必要な制度とされている。しかし、障害者権利条約では全ての者に法的能力を認めることとなっている。今後、障害者権利条約が批准されることを踏まえて、成年後見制度の部分を削除する方針で進めていく必要がある。後見人による決定から、支援された自己決定へのパラダイムシフトを踏まえ、本人の権利主張を支える法制度（パーソナルアシスタンスやパーソナルオンブズマン等）を求める。

障害者週間

障害者基本法第七条三項には、障害者週間が位置づけられており、「国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない」と規定されているが、これに対しては障害者団体によるものや、障害者団体の参加が必要とされている。

以上

障害者基本法ならびに関連政策等の改正に関する意見

社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
理事長 高岡 正

1. 障害者基本法の位置づけ

障害者基本法の担うべき役割は、日本国憲法及び締結した国際規約の規定を障害福祉分野の法令、施策に具体化し、障害者の権利実現を担保することにある。現行の障害者基本法は、理念規定は別にして施策実現は各行政機関の努力目標とされており、努力目標を拘束するものとして政府の障害者基本計画と各自治体の障害者計画の作成を規定している。障害当事者は僅かに、障害者施策推進協議会委員として限られた障害種別の当事者がこの計画決定に関与しているに過ぎず、直接障害当事者が障害者基本法に基づき権利の実現を図る規定はない。国連障害者権利条約が発効した現在、障害者基本法は条約内容に整合した障害者の権利を保障する法律に全面改正するか、新たな障害者の権利を保障する法律の制定を指向すべきと考える。

2. 施策決定への当事者参加の保障

施策決定への当事者参加は、国連障害者権利条約を主導した理念であり、条約第4条にも明記されている。現行の中央障害者施策推進協議会は、組織・あり方を全面的に見直し、当事者参加を実質的に保障するものに改組する必要がある。又、施策決定前の各障害種別団体との協議を制度化すべきである。

3. 障害及び障害者の定義の見直し

障害者基本法の見直しの喫緊の課題は、法第2条「目的」にある障害者の定義見直しである。「身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。」という規定は、権利条約第1条「目的」の「様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げることのあるものを含む。」と整合する規定に書き改める必要がある。

4. 調査・統計の充実

現在のところ身体障害に関して言えば、5年に一度実施されている厚生労働省の身体障害者(児)実態調査が施策のベースとなっている。聴覚障害に関しては、聴覚障害者の数は人口の5%、600万人以上と推定されているが、前記平成18年度の身体障害者(児)実態調査では、僅か35万人と報告されている。全

ての障害者施策は、正確な且つ継続的な実態調査を基礎に計画立案される必要がある。2項の障害者の定義の見直しを早急に実施し、新たな範囲の障害者を対象とした実態調査に基づく施策を計画立案すべきである。

5. 「合理的配慮」に関する規定の追加

「合理的配慮」の具体例の積み上げ、又「合理的配慮」を欠く場合の救済方法など今後検討すべき課題は多いが、障害者基本法の改正に当たっては、障害者権利条約に整合した形の「合理的配慮」の定義、及び「合理的配慮」の欠如は差別となることの規定を盛り込む必要がある。